

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金関係事務	
②事務の概要	「国民年金法」及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の規定に基づき、国民年金被保険者の資格に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金、年金生活者生活者支援給付金等の受付・審査・報告等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除・納付猶予等申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の請求の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報等の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届等の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦特別障害給付金の請求書等の受付・審査・報告 ⑧年金生活者支援給付金の請求書等の受付・審査・報告	
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
被保険者台帳情報ファイル、受給権者台帳情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表46の項、116の項、128の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	あたたか市民部ワンストップ課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 あたたか市民部ワンストップ課 (TEL.0866-92-8257)	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	－	－	事後	様式変更による
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第一第31項、第83項、第95項	番号法第9条第1項別表46の項、116の項、128の項	事後	法改正による
令和7年8月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	①部署 保健福祉部健康医療課	①部署 あたたか市民部ワンストップ課	事後	組織等名称変更による
令和7年8月1日	I 7. 特定個人情報の開示・ 利用停止請求	請求先 総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課行政係(TEL0866-92-8218)	請求先 総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課(TEL0866-92-8218)	事後	組織等名称変更による
令和7年8月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	連絡先 総社市中央一丁目1番1号 保健福祉部健康医療課保険年金係(TEL0866-92-8257)	連絡先 総社市中央一丁目1番1号 あたたか市民部ワンストップ課(TEL0866-92-8257)	事後	組織等名称変更による
令和7年8月1日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	Ⅱ 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業		新規記載	事後	様式変更による
令和7年8月1日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規記載	事後	様式変更による